
須賀川市
過疎地域持続的発展計画

令和 7 年 3 月変更版

(令和 4 年度～令和 7 年度)

福島県 須賀川市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	須賀川市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	市行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7)	計画期間	6
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	6
(9)	SDGsの取り組み	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
3	産業の振興	10
4	地域における情報化	15
5	交通施設の整備、交通手段の確保	17
6	生活環境の整備	22
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
8	医療の確保	28
9	教育の振興	29
10	集落の整備	32
11	地域文化の振興等	34
12	再生可能エネルギーの利用の推進	37
資料	過疎地域持続的発展特別事業	38

1 基本的な事項

(1) 須賀川市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、東西に 37.9 km、南北に 16.5 km、面積は 279.43 km²を有し、北は郡山市、南は鏡石町及び玉川村、東は平田村、西は郡山市及び天栄村に接しています。

市内中心部を阿武隈川と釈迦堂川が流れ、東に阿武隈高地、西に那須連峰の山々を望む、緑豊かな自然環境に恵まれたまちです。

気候は、年間を通しての降雨総量は例年 800 mm 前後、平均気温は 13℃ 前後であり、比較的温暖で降雪も少なく住みやすい環境です。

(歴史的条件)

本市は、1954 年(昭和 29 年)3 月に須賀川町、浜田村、西袋村、稲田村及び小塩江村の 1 町 4 村が合併して市制を施行し須賀川市となり、1955 年(昭和 30 年)3 月に仁井田村、1967 年(昭和 42 年)2 月に大東村が合併しました。その後、2005 年(平成 17 年)4 月に長沼町、岩瀬村が合併し、現在の須賀川市となりました。

2022 年(令和 4 年)4 月 1 日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和 3 年法律第 19 号)により長沼地域(旧長沼町)及び岩瀬地域(旧岩瀬村)が過疎地域に指定され、その面積は、長沼地域が 60.31 km²、岩瀬地域が 64.20 km²で、市全体の 44.6%を占めています。

(社会的、経済的諸条件)

本市は、国道 4 号、国道 118 号、国道 294 号の幹線道路や J R 東北本線、J R 水郡線など地域交通網が縦横に整備されているとともに、東北縦貫自動車道や東北新幹線、また、福島空港が本市東部に立地するなど、広域交通網も充実しており、福島県内でも交通の利便性に優れた地域の一つとなっています。

本市の就業者数は、減少傾向にあり、2020 年(令和 2 年)には 36,594 人となっています。

産業別付加価値額から見ると、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業が本市の経済をけん引する重要な産業となっています。

イ 過疎の状況

過疎地域に指定された本市西部地域は、江花川、岩根川、稲川、滑川沿いに優良農地が広がり、豊かな田園が広がっているとともに、長沼城址のほか、藤沼湖自然公園や大

滝川公園など、多くの文化・観光資源を有する地域です。

過疎地域の人口は、2005 年(平成 17 年)に 12,245 人でしたが、2020 年(令和 2 年)には 9,642 人となっており、15 年間で 21.3%減少しています。

年齢別には、0 歳から 14 歳までの人口が、1,754 人から 919 人へと 47.6%減少し、15 歳から 64 歳までの人口が、7,541 人から 5,187 人へと 31.2%減少しています。

一方、65 歳以上の老年人口は、2,946 人から 3,517 人へと 19.4%増加し、少子高齢化が進んでいます。

長沼地域(旧長沼町)は、1980 年(昭和 55 年)に過疎地域の指定を受けて、「長沼町過疎地域振興計画」を策定し過疎対策を行ってきました。その成果により 1990 年(平成 2 年)4 月に過疎地域からの脱却が図られましたが、その後の人口減少により 2022 年(令和 4 年)4 月 1 日に岩瀬地域と同時に過疎地域の指定を受けるに至りました。

今後は、両地域の豊かな自然や地域資源を活用し、移住・定住の促進をはじめとする各種施策や産業振興を推進し、活力ある地域づくりを進める必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会的経済的発展の方向の概要

本市の産業別就業人口は、第 1 次産業から第 2 次・第 3 次産業へ移行しており、現在は第 3 次産業に占める割合が最も大きく、次いで第 2 次産業、第 1 次産業の順となっています。

また、過疎地域も同様な傾向にあり、第 1 次産業から第 2 次・第 3 次産業への産業構造の変化がみてとれます。

今後は、関係・交流人口などの拡充を図りながら、本市の基幹産業である農業における担い手の高齢化や後継者不足対策をはじめ、地域産業の活性化に取り組む必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本市のこれまでの人口の推移は、表 1-1 (1) に示すとおりで、2005 年(平成 17 年)の 80,364 人をピークに減少に転じ、2020 年(令和 2 年)には 74,992 人となり 6.7%の減少となっています。

2005 年(平成 17 年)と 2020 年(令和 2 年)を比較すると、年齢別には、0 歳から 14 歳までの人口が 24.3%の減少、15 歳から 64 歳までの人口が 16.4%の減少となりましたが、65 歳以上の老年人口は、31.8%の増加となっており、その人口比率が、20.0%から 28.3%となるなど高齢化が進んでいます。

一方、若年層(15 歳から 29 歳)の比率は、16.9%から 12.9%にまで減少しています。

本市の今後の人口の見通しは、表 1-1 (2) に示すとおりです。

2020 年(令和 2 年)に 74,992 人あった人口は減少を続け、2030 年(令和 12 年)には 70,808 人になると予想しています。

イ 産業

本市のこれまでの産業別就業人口の推移は、表 1-1 (3) に示すとおりです。

就業者数は、2005 年(平成 17 年)の 39,614 人から 2020 年(令和 2 年)は 36,594 人まで減少しています。産業別の人口比率を 2005 年(平成 17 年)と 2020 年(令和 2 年)とを比較すると、農林業などの第 1 次産業は、11.6%から 7.6%となり、4.0 ポイント減少しました。

一方、サービス業などの第 3 次産業は、54.7%から 57.2%となり、2.5 ポイント増加しています。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	1980年(昭和55年)			1990年(平成2年)			2005年(平成17年)			2015年(平成27年)			2020年(令和2年)		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
総数	69,553 人			73,107 人		5.1 %	80,364 人		9.9 %	77,441 人		△ 3.6 %	74,992 人		△ 3.2 %
過疎地域	12,443 人			12,412 人		△ 0.2 %	12,245 人		△ 1.3 %	10,595 人		△ 13.5 %	9,642 人		△ 9.0 %
0歳～14歳	16,457 人			15,261 人		△ 7.3 %	12,602 人		△ 17.4 %	10,476 人		△ 16.9 %	9,537 人		△ 9.0 %
過疎地域	2,654 人			2,524 人		△ 4.9 %	1,754 人		△ 30.5 %	1,189 人		△ 32.2 %	919 人		△ 22.7 %
15歳～64歳	46,111 人			48,012 人		4.1 %	51,684 人		7.6 %	46,938 人		△ 9.2 %	43,226 人		△ 7.9 %
過疎地域	8,220 人			7,866 人		△ 4.3 %	7,541 人		△ 4.1 %	6,117 人		△ 18.9 %	5,187 人		△ 15.2 %
うち15歳～29歳(a)	15,470 人			13,361 人		△ 13.6 %	13,621 人		1.9 %	10,710 人		△ 21.4 %	9,687 人		△ 9.6 %
過疎地域	2,821 人			2,075 人		△ 26.4 %	1,986 人		△ 4.3 %	1,334 人		△ 32.8 %	1,080 人		△ 19.0 %
65歳以上(b)	6,985 人			9,834 人		40.8 %	16,074 人		63.5 %	19,590 人		21.9 %	21,188 人		8.2 %
過疎地域	1,569 人			2,022 人		28.9 %	2,946 人		45.7 %	3,279 人		11.3 %	3,517 人		7.3 %
(a)/総数 若年者比率	22.2 %			18.3 %		—	16.9 %		—	13.8 %		—	12.9 %		—
過疎地域	22.7 %			16.7 %		—	16.2 %		—	12.6 %		—	11.2 %		—
(b)/総数 高齢者比率	10.0 %			13.5 %		—	20.0 %		—	25.3 %		—	28.3 %		—
過疎地域	12.6 %			16.3 %		—	24.1 %		—	30.9 %		—	36.5 %		—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

表 1-1(2) 人口推計

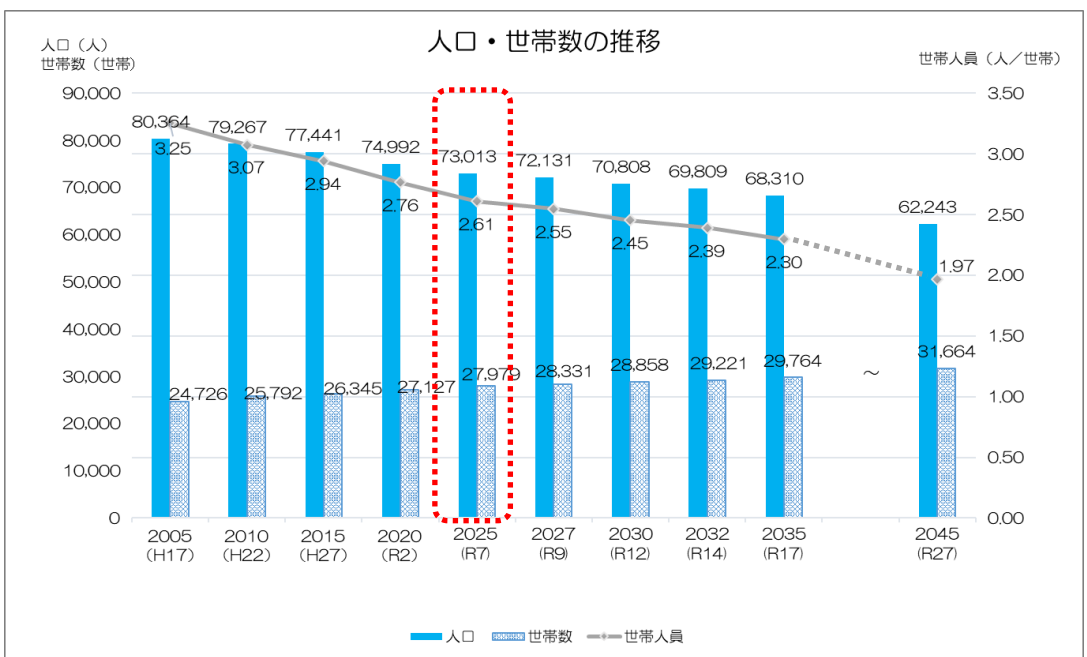


表 1-1(3) 産業別就業人口の推移（国勢調査）

区分	1980年(昭和55年)	1990年(平成2年)		2005年(平成17年)		2015年(平成27年)		2022年(令和2年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	36,571 人	37,929 人	3.7 %	39,614 人	4.4 %	38,610 人	△ 2.5 %	36,594 人	△ 5.2 %
過疎地域	6,891 人	6,565 人	△ 4.7 %	6,159 人	△ 6.2 %	5,517 人	△ 10.4 %	5,125 人	△ 7.1 %
第1次産業人口比率	28.4 %	18.8 %		11.6 %		9.0 %		7.6 %	
過疎地域	42.3 %	27.0 %	—	17.0 %	—	15.5 %	—	14.0 %	—
第2次産業人口比率	34.7 %	39.2 %		32.9 %		30.6 %		29.8 %	
過疎地域	34.7 %	44.4 %	—	39.3 %	—	35.1 %	—	31.5 %	—
第3次産業人口比率	36.9 %	41.9 %		54.7 %		56.2 %		57.2 %	
過疎地域	22.9 %	28.3 %	—	43.6 %	—	45.4 %	—	46.2 %	—

※「分類不能の産業」があるため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

本市では「総合計画」を推進するにあたり、本計画の達成状況をわかりやすく「見える化」するため、行政評価の取り組みにより、「施策」には成果指標と目標値を、「事務事業」には成果指標を設定し、毎年、評価を行い、その評価結果を公表し、まちづくりの進捗度合いを市民と共有しています。

また、「須賀川市公共施設等総合管理計画」を2017年(平成29年)3月に、「須賀川市公共施設等個別施設計画」を2021年(令和3年)3月に策定し、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体の適正化に努めています。

さらには、行政と民間が共にまちづくりを進めていくという考え方を共有し、民間活力を積極的に活用していくため「須賀川市公民連携取組方針」を2020年(令和2年)8月に策定し、効果的・効率的な行政運営に取り組んでいます。

イ 財政の状況

2020年度(令和2年度)普通会計決算においては、財政の健全性を示す実質公債費比率や将来負担比率等の指標は、国が定める早期健全化基準を下回っています。

一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は96.1%となっており、財政構造が硬直化しています。

また、歳出規模においては、東日本大震災からの復旧・復興需要のため、2010年度(平成22年度)に比べて約2倍の規模となっており、復興事業の進捗により段階的に歳出規模が縮小していく見込みでしたが、新型コロナウイルス感染症をはじめ、令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震などの度重なる自然災害の対応などのため、歳出規模縮小には至っていない状況です。

ウ 施設整備状況

2020年度(令和2年度)末現在の主要な公共施設の整備状況については、市道の改良率は65.0%、水道普及率は90.0%、水洗化率は86.0%となっています。

表 1-2(1) 須賀川市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	30,152,635	49,313,226	55,033,273
一般財源	18,513,752	22,863,446	19,743,752
国庫支出金	3,337,902	4,312,323	14,923,984
都道府県支出金	1,511,120	12,214,418	8,938,321
地方債	4,069,000	4,150,301	6,017,500
うち過疎対策事業債	-	-	-
その他	2,720,861	5,772,738	5,409,716
歳出総額B	28,884,529	44,800,043	53,870,462
義務的経費	12,117,518	13,238,840	15,137,404
投資的経費	3,769,168	9,008,555	8,583,268
うち普通建設事業	3,704,380	6,397,094	7,163,138
その他	12,997,843	22,552,648	30,149,790
過疎対策事費	-	-	-
歳入歳出差引額C (A-B)	1,268,106	4,513,183	1,162,811
翌年度へ繰越すべき財源D	389,427	3,038,728	617,778
実質収支C-D	878,679	1,474,455	545,033
財政力指数	0.58	0.57	0.59
公債費負担比率(%)	13.3	11.2	11.9
実質公債費比率(%)	9.5	7.8	8.4
経常収支比率(%)	82.1	86.1	96.1
将来負担比率(%)	79.6	29.0	60.7
地方債現在高(%)	30,747,196	33,864,246	41,705,537

表 1-2(2) 主要な施設の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道					
改良率(%)	25.3	43.2	51.5	61.6	65.0
舗装率(%)	28.4	47.4	62.3	69.8	71.5
農道					
延長(m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	—	—
林道					
延長(m)	—	—	—	—	78,744.3
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—	8.7
水道普及率(%)	78.6	89.8	91.3	91.2	90.0
水洗化率(%)	—	—	—	88.6	86.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	23.3	22.2	22.9	17.6	16.1

※平成12年度末以前については旧須賀川市の数値

(4) 地域の持続的発展の基本方針

福島県が定める過疎地域持続的発展方針の目標である「持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現」及び3つの方向性「人と地域」「しごと(雇用・経済)」「くらし(生活環境)」を踏まえるとともに、本市の総合計画に沿った取り組みを推進します。

本市の新たな総合計画(令和4年度策定)においては、「共につくる 住み続けたいまち すかがわ」を将来都市像に掲げ、「ひと」「くらし」「しごと」「まち」の4つの分野の連携を図り、相乗効果を高めながら各政策を推進し、すべての人にとって「住み続けたいまち」であり続けることを目指します。

過疎の対象となる2つの地域は、それぞれが個性と可能性を持った地域であり、各地域の伝統文化や資源、人材などの地域の宝(魅力)を生かし、市民との協働による持続的な地域づくりを進めていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標	基準値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
市全体の人口	74,992人	73,013人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、本市の最上位計画である総合計画と整合を図った内容であるため、本計画で定める目標の達成状況の評価については、行政評価による総合計画の進行管理により、毎年度評価を行います。

また、市民の代表等で構成する会議において、毎年度、事業実施状況等を報告します。

(7) 計画期間

2022年(令和4年)4月1日から2026年(令和8年)3月31日までの4年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においては、須賀川市公共施設等総合管理計画(2017年(平成29年)3月策定)との整合を図り、次の基本的な考え方により過疎地域対策事業を適切に推進します。

ア 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、施設総量(延床面積)の縮減を図り、公共施設のコンパクト化(複合化・集約化・廃止及び取壊し等)及び維持継続する施設の長寿命化を推進し、「供給量の適正化」を図ります。

イ 既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続してい

く必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。

ウ 効率的な管理・運営

公共施設マネジメントシステムを活用し、各施設の修繕履歴や建替えに関する情報を集約し、情報の一元管理や共有を進めるとともに、民間活力の導入検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

(9) SDGs の取り組み

SDGs（持続可能な開発目標。Sustainable Development Goals）とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年(令和12年)を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で多様性と包摂性のある社会づくりを目指しています。

本市では、2022年(令和4年)2月にSDGs推進協議会を関係団体と設立し、関係団体と連携しながらSDGsの普及啓発を図るとともに、本計画においてもSDGsの考え方に基き取り組んでいきます。



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市の人口は、死亡数が出生数を上回る自然減と転入者より転出者が上回る社会減により、減少が進んでいます。特に2005年(平成17年)の市町村合併以降、過疎地域における人口の減少率は、市全体よりも大きい現状にあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたリモートワークの普及等に伴い、首都圏を中心に、若者の地方移住への関心が高まっています。

本市は、移住・定住を促進するためのポータルサイト「すかがわさ、来てみねがい」を開設するとともに、移住希望者に空家情報を提供する「空家バンク制度」を2021年度(令和3年度)に設置するなど、移住・定住の促進を図っています。

また、2020年(令和2年)4月には、「須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金」を創設し、県外からの移住者が新築住宅を取得する際の経費の一部を支援し、移住しやすい環境の整備にも努めています。

今後も、本地域の市民が暮らし続け、コミュニティを持続させていくために、地域が有する豊かな自然環境や地域特有の文化・伝統などの魅力を発信しながら、移住・定住の促進を図っていく必要があります。

イ 地域間交流

本市は、北海道長沼町と友好親善宣言、大阪府豊中市と空港で結ぶ友好都市提携に関する協定、神奈川県座間市と友好交流都市協定を結んでおり、また、中国洛陽市と友好都市締結議定書の締結のほか、民間団体等の交流を支援する「都市間交流事業補助金」を創設するなど、各界各層での交流を深めています。

また、近隣市町村との交流については、2019年(平成31年)1月には中核市である郡山市を中心に16市町村による「こおりやま広域連携中枢都市圏」が発足し(2022年(令和4年)現在17市町村)、お互いの強みを「広め合う、高め合う、助け合う」関係を構築し、持続可能な圏域形成を目指す取り組みを進めています。

今後も、これらの自治体との交流をさらに深めるとともに、個人や民間団体などの自主的な交流へ発展させ、関係・交流人口の拡大に努め、活気ある地域づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ◆移住・定住の促進にあたっては、各種支援制度の周知や相談体制の充実を図り、市の魅力を発信するシティプロモーションと連携しながら推進します。
- ◆本地域の豊かな自然環境を生かしたりリモートワークやワーケーション※¹などの新しい多様な働き方に対応できる環境の整備を検討します。
- ◆空家バンク関連の支援制度を拡充し、移住・定住の促進を図ります。

イ 地域間交流

- ◆本地域においては、「長沼まつり」や「いわせ悠久まつり」等のイベントをはじめ、「藤沼湖自然公園」、「須賀川特撮アーカイブセンター」などが立地しており、これらの地域資源を有効に活用した交流機会の創出などにより、関係人口の拡大に努めます。
- ◆歴史や文化など様々な縁で他地域と交流している民間団体の活動を支援し、交流人口の拡大に努めます。
- ◆地域おこし協力隊等の制度も活用し、地域資源を活用した事業やまちづくり会社との連携も図りながら地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。
- ◆空港を利用した友好都市等との交流促進により、強固な関係性を構築し、本市への関心を高めるとともに、「こおりやま広域連携中枢都市圏」における圏域市町村等と連携し、交流人口拡大につながる取り組みを推進します。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住空家活用事業 (移住・定住の促進のため、空家を活用したおためし居住の実施や空家バンク登録・活用促進に対して支援する)	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流推進事業 (交流人口の拡大のため、民間団体の歴史や文化を通じてつながりのある地域との交流を目的とした事業に対して支援する)	市 民間団体	

※¹ Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本地域の農業は、自然環境や地域特性などの恵まれた立地条件を活用し、水稻、きゅうり、そばなどを基幹作物として、生産規模の拡大や特産品化など経営の合理化を図りながら、収益性の高い農業を展開してきました。

しかしながら、本地域においては、農家数、農業就業人口の減少や農業従事者の高齢化が進むとともに、近年の米価下落等による経営難は、深刻な担い手不足を招き、農業生産構造の脆弱化が進んでいます。さらに農業の担い手不足が、耕作放棄地増加の大きな要因になっています。

本地域の基幹的農業従事者の 65 歳以上の高齢者の割合は、2010 年(平成 22 年)と 2020 年(令和 2 年)の農林業センサスの調査結果で比較すると、55.1%が 71.7%となり 16.6 ポイント増加し、農業従事者の高齢化が顕著となっています。

また、販売農家数も同様に 1,126 戸から 842 戸へと 284 戸減少しているなど、担い手不足が進んでいます。

このため、新規就農者の確保や集落営農組織、農地所有適格法人など多様な担い手を育成するとともに、生産基盤の整備によるコスト低減、品質向上・生産性向上による農業経営の確立が重要な課題となっています。

また、本地域の西部は、奥羽山脈の広大な山林が広がり、豊かな水の源となっていますが、森林面積に対して、林業従事者が少なく、山林の保全と適切な維持管理が課題となっています。

イ 商工業

人口減少社会における消費減退や新型コロナウイルス感染症の影響など中小企業を取り巻く環境が厳しくなる中、企業には人材の育成や販路の確保、新技術の開発など経営基盤の安定や体質の強化が求められています。

本市では、中小企業・小規模企業の振興策を重点施策に位置付け、商工会議所や商工会などの経済団体、金融機関、教育機関等と連携して、経済の好循環を生み出せるよう「須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例」を 2017 年(平成 29 年)1 月に施行し、各種施策に取り組んでいます。

本地域の産業別の事業所数と従業者数の推移は、2009 年(平成 21 年)と 2016 年(平成 28 年)の経済センサスの調査結果で比較すると、444 事業所が 371 事業所となり 73 事業所減少し、従業員数は、3,126 人が 2,730 人となり 396 人減少しています。

両地域に点在する小売店や飲食店のほとんどが家族経営の小規模店舗であり、人口

減少による購買力の低下や経営者の高齢化、後継者不在により、店舗の減少が進み、暮らしの利便性が低下してきています。

今後は、経営者の高齢化に伴い、休廃業等による事業所数の減少が続くことが予想され、これを防止するための事業承継や創業支援などが地域の課題となっています。

工業については、長沼地域には第 1 から第 3 までの工業団地が整備され、岩瀬地域には複数の製造業が立地しており、地域の雇用創出に貢献していますが、各企業の経営状況や雇用状況を把握しながら、引き続き必要な支援や情報を提供し、経営環境の維持に努めていく必要があります。

また、生産年齢人口が減少する中で、新規雇用の確保が更に難しくなることが予測されるため、A I、I o T^{※1}を活用したD X^{※2}による生産性向上や事業効率化も課題となっています。

ウ 観光業

本市は、国指定名勝「須賀川の牡丹園」、俳聖松尾芭蕉ゆかりの句碑や旧跡、「須賀川市×M78 星雲 光の国」姉妹都市提携事業や特撮関連事業などの文化・観光資源の活用により、交流人口を増やす取り組みを行っています。

本地域においても、「藤沼湖自然公園」や「長沼城址」、「いわせ悠久の里」、「大滝川公園」、「須賀川特撮アーカイブセンター」等の魅力ある文化・観光資源のほか、「長沼まつり」、「いわせ悠久まつり」等のイベントにより振興を図っていますが、市内外を問わず多くの方への認知度を向上させる取り組みが必要となっています。また、観光施設の多くは建設から数十年が経過し、施設の老朽化が顕著となっています。

今後は、本地域の豊かな自然環境や伝統ある文化資源を活用し、一層特色ある観光振興を進めるとともに、交流人口を増加させるため、施設のリニューアルを含めた施設の充実及び計画的な維持補修を進める必要があります。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要などが減少し、観光関連産業に深刻な状況が生じていますが、今後は、新たな観光情報発信手法の検討やウィズコロナ、アフターコロナを見据えた観光誘客を促進するための対策を講じる必要があります。

※1 I o T (アイオーティー)：モノのインターネット。あらゆるモノがインターネットにつながり、モノのデータ化や自動化が行われ、新たな付加価値を生み出すこと

※2 D X (デジタルトランスフォーメーション)：デジタル技術の活用による業務効率化やビジネスモデルなどの変革

(2) その対策

ア 農林業

- ◆「須賀川市食料・農業・農村基本計画」に基づき、課題解決に向けた取り組みを推進します。
- ◆新規就農者に対する、関係機関によるサポート体制を充実するとともに、国の補助制度や市独自の支援制度の活用を図りながら、新たな担い手の育成・確保に努めます。
- ◆「農地中間管理機構」が実施する「農地中間管理事業」の活用により、地域の担い手への農地の利用集積を促進し、規模拡大による生産基盤の強化を図るとともに、遊休農地等の発生防止をはじめ、用水路等の農業施設や農道の整備、さらには鳥獣被害防止対策を推進します。
- ◆農業経営の安定を図るため、老朽化した農業関連施設を計画的に更新するとともに、本地域においてモデル的に次世代型農業への取り組みを推進します。
- ◆「公益財団法人須賀川市農業公社」との連携強化により、耕作放棄地の再生や高収益転作作物の作付を促進します。
- ◆「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」等の制度を活用し、多様な生態系の保全、美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止等の多面的機能の確保と農村生産基盤の整備を図ります。
- ◆国の森林環境譲与税を活用した森林整備とともに、森林が持つ水源のかん養や自然災害の防止等、多面的な機能について理解と関心を深めてもらうため、学校などにおける「森林環境学習」や「E S D^{※1}環境教育」等を推進します。

イ 商工業

- ◆「須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、既存企業の経営基盤の強化に努めます。
- ◆「須賀川市中小企業・小規模企業振興会議」を開催し、各団体と連携しながら中小企業・小規模企業の課題解決の具体策を検討し、中小企業などの経営支援に努めます。
- ◆長沼・岩瀬の商工会と連携し、経営相談や指導体制の強化を図ります。
- ◆企業ニーズの把握に努め、各種支援制度や制度融資等の情報提供を行い、中小企業・小規模企業の経営安定化を図ります。
- ◆本地域の自然豊かな環境を生かしたリモートワークやワーケーションなどの新しい多様な働き方に対応できる環境の整備を検討します。
- ◆「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく税制優遇措置を活用して、事業者の設備投資を促進します。

※1 ESD : Education for Sustainable Development の略で持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育

ウ 観光業

- ◆「須賀川市観光振興アクションプラン」に基づき、課題の解決に向けた取り組みを推進します。
- ◆観光資源の有効活用による活性化を図るため、様々な媒体を活用した情報発信に努めます。
- ◆老朽化している藤沼湖自然公園関連施設等の利活用促進のため、リニューアルを含めた既存施設の機能充実等の整備を推進するとともに、自然環境を生かした体験型コンテンツ等の創出を図り、交流人口の拡大を目指します。
- ◆「藤沼湖自然公園」や「須賀川特撮アーカイブセンター」、「いわせ悠久の里」等の施設間や市中心部の文化・観光施設とのネットワークを形成し、交流人口の増加に努めます。
- ◆今後増加が見込まれるインバウンド等に対応した既存施設等の改修を行うとともに、本地域で観光施設を整備する事業者やイベント等を実施する事業者等を支援します。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	藤沼ダム観測機器更新事業	市	
		農業用施設等維持管理事業 (用排水路整備事業) ・矢沢字新田中 地内 ・畑田字古内前 地内 ・梓衝字久保ノ内 地内	市	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	農業技術拠点センター施設・設備等改修事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	藤沼湖周辺施設整備事業	市	
		大滝川公園整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第一次産業	次世代型農業推進事業 (農業の省力化のため、本地域をモデル地域として設定し、スマート農業用機械導入に対して支援する)	市 農業者	

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		有害鳥獣駆除対策事業 (農業経営の安定化や営農意欲の減退抑制のため、有害狩猟鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止対策協議会に対して支援する)	市 協議会	
		農業用施設等維持管理事業 (農業経営の安定化や効率化のため、行政区等が実施する農業用施設等の整備に対して支援する)	市 行政区等	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	観光情報発信事業 (観光誘客の促進のため、インバウンド対策事業等を実施する)	市	
		観光事業者支援補助事業 (交流人口の増加のため、対象地域内で観光施設を整備する事業者やイベント等を実施する事業者に対して支援する)	市 事業者	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
長沼地域 岩瀬地域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおりです。また、これらの事業の促進にあたっては、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や姉妹都市等との連携による産業等の振興を推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

I C T^{※1}の飛躍的な進歩による、社会全体のデジタル化の進展は、地理的、時間的制約を克服するものであり、過疎地域こそ暮らしや仕事等の面で大きな恩恵を受けることが期待されています。

本市過疎地域には、I R U方式^{※2}や民間通信事業者によって光回線の通信網が整備されており、近年、インターネットを利用した行政手続きのオンライン化や市ホームページを通じた行政情報の入手、市側からの市公式L I N E等による情報発信など、市民の情報サービスとの関わり方も変化してきています。

その中でも、特に高齢者が情報サービスに触れる機会が少ないことや行政手続きのオンライン申請の利用を促進していくことなどが課題となっています。

今後は、誰もがより簡単にスピーディに行政情報を取得できるようにするため、行政手続きのオンライン化の利用拡大とサービス拡充に努める必要があります。

また、人口減少社会に対応した地域コミュニティの活性化を図るうえでもI C Tの活用が求められています。

(2) その対策

- ◆市民ニーズを把握・分析し、誰もが利用しやすい行政手続きのオンライン化の充実を図り、行政サービスの向上を図ります。
- ◆デジタル技術を活用できるよう情報通信機器の利用方法に関する講座等を開催し、誰も取り残さないデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていくことを目指します。
- ◆高度情報通信ネットワークは、デジタル社会におけるデータ活用に必要な不可欠であるため、デジタル環境の整備・充実等に努めます。

※1 I C T : Information and Communication Technology の略で情報や通信に関する技術の総称

※2 I R U方式 : 双方の合意がない限り破棄できない使用权に基づき、自治体が整備する情報通信インフラを通信事業者が借りてサービスを提供する方式

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域情報化推進事業 (デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を構築するため、高齢者等に対する I C T の利用支援、デジタル支援サポーターの育成、電子回覧板等の活用支援や地域のデジタル化を推進する)	市 行政区	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

道路は円滑な市民生活や産業活動を支える社会基盤であるとともに、地域間の交流、利便性の向上に大きな役割を果たしています。本地域は、本市西部に位置し、国道 118 号や県道長沼喜久田線、県道中野須賀川線、県道郡山矢吹線、市道 I-38 号線、市道 I-35 号線等が主要幹線道路として、他地域や近隣市町村との連携軸として道路ネットワークが形成されています。

これらの幹線道路や生活道路の整備、危険箇所の解消、緊急車両に対応した幅員の確保など、地域住民が安全・安心に暮らしていけるように努める必要があります。

国・県道については、屈曲箇所が多く、一部の区間においては冬季通行止めとなるなど、通行する車の安全確保が必要です。

市道については、路面状態の悪い箇所などから順次修繕工事を行っています、安全確保の面から改良の必要があります。

道路の整備は、生活水準の向上に欠かせないことから、今後も国や県と連携しながら、計画的な整備を進めるとともに、除雪や路面凍結などの冬道対策を一層充実していく必要があります。

イ 農林道

本地域の農道については、農地の基盤整備事業に合わせた整備を図り、ほとんどが市道認定されています。しかし、舗装されていない未改良の路線が多く、地域からは整備を求める声も挙がっています。農道は地域の重要な生活道路としての役割も兼ねており、移動の安全性を確保するためにも、計画的に整備していく必要があります。

林道については、林業従事者も少なく整備が遅れている状況にあり、森林の状況に応じた適切な管理が求められています。

ウ 公共交通・交通手段

高齢化社会の進展などにより、市民の移動手段の確保は今後さらに重要となるため、既存の公共交通の利便性向上をはじめ、様々な移動手段を検討する必要があります。

本地域においては、路線バスや一部地域で乗合タクシーを運行していますが、利用者は年々減少しており、市民の移動ニーズを踏まえた効果的・効率的な公共交通の再編が求められています。

(2) その対策

ア 道路

- ◆市道の整備・管理については、老朽化が進んでいる箇所の修繕を優先して実施するほか、計画的な道路整備を推進し、利便性の向上や安全な道路環境の維持に努めます。
また、生活道路となる市道については、地域住民の行う愛護作業等を通して道路環境の維持向上を図ります。
- ◆国・県道の整備については、安全で快適な道路交通を確保するため、国道 118 号や県道中野須賀川線の改良整備を関係機関に要望します。
- ◆歩道等の整備については、道路の利用状況等を考慮しながら通学路交通安全プログラム等に基づき、安全な歩行空間の確保に努めます。
- ◆国・県道、集落間を結ぶ主要な市道等の除雪対策については、高齢者のみの世帯などが冬期間安心して暮らせるように、県や委託業者との連携を強化し、除雪体制の拡充に努めます。

イ 農林道

- ◆本地域の農道については、生活道路としての役割も果たしていることから、計画的な整備に努めます。
- ◆林道については、森林が持つ水源のかん養や自然災害の防止等の機能の維持を図るため、森林の状況に応じて、今後も適切な維持管理を行います。

ウ 公共交通・交通手段

- ◆交通不便地域が広範囲に点在している本地域においては、既存の乗合タクシーの運行エリアの拡大や市民の移動ニーズを踏まえた新たな交通手法を取り入れるなど、交通弱者に対する移動手段の確保について、地域や関係機関と連携して検討を進めます。
- ◆市民に対して公共交通に係る情報提供の充実などにより、利用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	市道整備事業 ・市道 8036 号線 木之崎字向原 地内 ・市道 8353 号線 梓衝字久保ノ内 地内 ・市道Ⅱ-34 号線 梓衝字新田 地内 ・市道 8313 号線 梓衝字古舘前 地内 ・市道 8220 号線 堀込字内屋敷 地内 ・市道 9714 号線 畑田字北向 地内 ・市道 9421 号線 柱田字道智 地内 ・市道 5215 号線 矢沢字滝原 地内 ・市道 8223 号線 堀込字浦通北 地内 ・市道 8521 号線 小中字境ノ内 地内 ・市道 4502 号線 大久保字下境 地内 ・市道 8866 号線 江花字屋敷 地内 ・市道 8428 号線 志茂字田中 地内 ・市道 8317 号線 梓衝字宮本前 地内 ・市道 5215 号線 矢沢字滝原 地内 ・市道 9709 号線 矢沢字田中 地内 ・市道 9126 号線 今泉字町内 地内 ・市道 9128 号線 今泉字町内 地内 ・市道 9122 号線 今泉字町内 地内 ・市道 9309 号線 梅田字岡ノ内 地内 ・市道 9727 号線 畑田字後田 地内 ・市道 9110 号線 今泉字日向前 地内 ・市道 8845 号線 江花字久保 地内	市	
		交通安全施設整備事業 ・市道 8078 号線歩道拡幅（木之崎字 前田 地内） ・カーブミラー、ガードレール等の安 全施設、区画線引き直しの整備・更新 等が必要な路線	市	
		防犯灯設置事業 ・防犯灯の整備・更新等が必要な路線	市	
	(2)農道	農業用施設等維持管理事業 (農道整備事業) ・柱田字吉丁内ほか	市	
	(3)林道	林道施設管理事業 ・戸渡藤沼線ほか 15 路線（長沼）	市	

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		・八幡岳線ほか 16 路線 (岩瀬)		
	(8)道路整備 機械等	除雪対策事業 (除雪対策機械等購入)	市	
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	地域公共交通形成事業 (交通弱者に対する移動手段の確保の ため、地域ニーズに対応し、福祉分野 などとの連携を図った総合的な交通網 の形成を推進する)	市 運行事業者	
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 交通施設 維持	道路環境整備事業 (安全かつ快適な道路環境の確保のため、 道路の修繕や維持管理の実施のほか、 行政区が行う維持管理に対して支援する) 道路修繕事業 ・市道 I-33 号線 (長沼 ~ 志茂) ・市道 I-34 号線 (深渡戸) ・市道 I-35 号線 (木之崎 ~ 梓衝) ・市道 I-37 号線 (江花) ・市道 I-38 号線 (今泉 ~ 小中) ・市道 I-42 号線 (守屋) ・市道 I-44 号線 (畑田 ~ 矢沢) ・市道 I-46 号線 (北横田 ~ 木之崎) ・市道 I-47 号線 (畑田 ~ 大久保) ・市道 II-35 号線 (梓衝) ・市道 II-41 号線 (守屋) ・市道 II-43 号線 (梅田) ・市道 II-44 号線 (畑田 ~ 北横田) ・市道 II-47 号線 (深渡戸 ~ 梅田) ・市道 8318 号線 (梓衝) ・市道 8609 号線 (滝) ・市道 8741 号線 (長沼) ・市道 8761 号線 (長沼) ・市道 9053 号線 (守屋 ~ 梅田) ・市道 9355 号線 (梅田) ・市道 9433 号線 (柱田 ~ 矢沢) ・市道 9441 号線 (柱田 ~ 今泉) ・その他、必要となる路線 市道維持管理業務委託事業	市 行政区	

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		市道愛護活動支援事業		
		農業用施設等維持管理事業 (農業経営の安定化や効率化のため、 行政区等が実施する農業用施設等の整備 に対して支援する)	市 行政区等	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市は、水道事業の目指すべき将来像である「安心なすかがわの水 いつでも いつまでも」の実現のため、3つの観点である「安全」、「強靱」、「持続」に基づき、課題解決のための取り組みを実施しています。

水道事業の基幹浄水場である長沼第1浄水場及び岩瀬浄水場は、旧耐震基準での施設であり、耐震性が低い状況にあります。

また、管路については、耐震性の低い石綿セメント管が残っており、計画的に更新を進めていく必要があります。

今後は、給水人口の減少により収益が落ち込む一方、老朽化施設の更新や耐震に係る費用の増加等が予測されるなど、経営基盤の強化が求められます。

イ 生活排水

本市は、豊かな水と緑が育む自然という財産を次世代の子どもたちに引き継ぐため、公共下水道、農業集落排水の整備を進め、合併処理浄化槽への転換を推進し、環境にやさしい快適に暮らせるまちづくりを目指しています。

本地域においては、農業集落排水処理施設や特定環境保全公共下水道処理施設が、供用開始から30年経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。

今後は、老朽化している施設の更新や耐震化を実施するとともに、集合処理エリア外における合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

ウ 防災・防犯

集中豪雨や台風、地震等の大規模な自然災害が発生した場合、市及び関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあるため、本市では自主防災組織の設立と体制強化を推進し、災害時において地域住民による自主的な防災活動が効果的に行われるよう関係機関との連携強化に努めています。

今後も市民の命と財産を守るため、市及び関係機関は、防災設備を整備するなど、迅速に対応するための対策を講じる必要があります。

また、地域防災活動の核として日頃より活動している消防団は、非常に大きな役割を担っていますが、少子高齢化に加え、地域外での就労などにより、団員確保や消防活動への対応が厳しい状況となっています。

防犯については、防犯灯の設置や地域・警察等関係機関の防犯活動により、犯罪や事故の発生防止が図られています。

防犯灯は、既設の電柱を利用して設置していますが、本地域には住宅が点在している集落もあり、防犯灯の設置に適した電柱が限られており、夜間に暗い箇所もあることから、その対応が求められます。

エ 公営住宅

本地域には 29 戸の公営住宅がありますが、いずれも老朽化が進んでいるため、地域のニーズを踏まえて、適切な維持管理が必要となっています。

(2) その対策

ア 上水道

◆水道は生活に欠かすことのできないライフラインであることから、「水道ビジョンすかがわ 2030」に基づき、施設の計画的な更新を行うとともに、経営基盤の強化管理に努めます。

イ 生活排水

◆生活排水対策は、快適に暮らせるまちづくりの大きな柱となる事業であり、自然と共生した持続可能な循環型社会の形成に向けて、浄化施設の更新や統合、合併処理浄化槽への転換を促進し、水環境の保全に努めます。

ウ 防災・防犯

◆本地域での自主防災組織の設立を支援するとともに、自主防災活動の充実強化を図るため、資機材の整備、緊急時に十分対応できる情報提供体制等、活動環境の整備や指導に努めます。

◆本地域における災害の脅威から地域住民の安全・安心を守るため、また、万が一孤立するようなことがあっても迅速に対応するため、緊急貯水槽などの防災施設や防災備品等の設置、配備に努めます。

◆少人数の消防団でも効率的に活動できるよう、消防施設の集約化や消火栓等の消防施設を計画的に新設・更新するとともに、消防団員の確保や消防団OBの機能別消防団員としての任命や地域間の連携による協力体制を構築するなど、地域防災力を維持・強化します。

◆防犯灯については、中継電柱の増設やソーラー式灯具の使用など新たな給電方法などによる設置を検討します。

エ 公営住宅

◆須賀川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適切な維持管理を図ります。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(5) 消防施設	消防施設等整備更新事業 ・ 屯所等整備（上梓衝、横 田、下木之崎） ・ 消火栓等整備	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	消防施設等整備更新事業 （地域防災力の向上のため、 消防施設等（屯所等）集約化 及び消火栓等の消防防災設備 を整備する）	市	
	(8) その他	防災体制推進事業 ・ 長沼地域緊急貯水槽整備	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

全国的な出生率の低下に伴う少子化と核家族化の進行は、本市においても例外ではありません。

また、地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も増えており、子どもの成長過程において様々な影響を与えることが懸念されています。

今後は、子育て世代の孤立や不安を軽減し、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育てを社会全体で支え合うという意識の醸成を図りながら、地域コミュニティ全体で支え合うネットワークを構築し、仕事と子育ての両立ができ、安心して子育てできる環境が必要です。

本地域においては、少子化や施設の老朽化が進んでおり、施設の集約化や認定こども園化など、需要に応じた保育環境を検討していく必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉

本地域の高齢化率は、2021年(令和3年)10月1日現在で、37.0%と市内の中でも高く、高齢化率は年々上昇しています。

元気な高齢者が増えており、高齢者の豊富な経験・知識・技術を生かした就労や社会活動の機会創出を図り、高齢者が地域で活躍できる取り組みを進めていく必要があります。

また、元気で暮らし続けるため、要介護への進行をできる限り遅らせるための介護予防に対する取り組みが、これまでも増して重要となっています。

一方、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加に加え、認知症高齢者も増加しており、これまで以上に介護や支援を必要とする高齢者が増加していますが、本地域における介護保険サービス事業所は、他の地域に比べて事業所数が少なく、他地域や市外事業所のサービスも利用している状況にあります。

また、交通手段が限られており、高齢者をはじめとした、自身で移動することが困難な住民の移動手段の確保が課題となっています。

地域住民の抱える福祉の課題が複雑化・複合化の傾向にあり、幅広い支援が求められているため、介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野の横断的連携や福祉の地域づくりにより、地域のあらゆる人や社会資源を生かした包括的な支援体制を構築し、地域社会全体で重層的に支え合う体制をつくる必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ◆子育てを地域全体で支える支援として、子育ての援助を受けたい方と子育てを援助したい方を会員登録し、会員同士の相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業の実施や放課後に子どもたちが安全に過ごすことができる居場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を設置するなど、今後も安心して子育てできる環境の整備に努めます。
- ◆育児用品が購入できる「すくすく赤ちゃん応援券」を0歳児の保護者に支給するなど子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援アプリ「すかがわ『てくてく』」を活用した子育てに関する情報提供、ニーズに合わせた保育施設の整備等により、保育環境の充実を図ります。
- ◆家庭や地域、子育て支援センター、保育所等が連携を強化し、子育て家庭が孤立しないように子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◆本地域においては、地域の保育ニーズに対応するため、幼稚園、保育所の在り方や認定こども園化について検討を進めていきます。また、施設の整備等については、既存施設の有効活用等も含めて効率的な整備に努めます。
- ◆就学児の放課後の居場所については、児童数の動向や小学校の整備等の状況に応じて、児童クラブ館の整備に努めます。

イ 高齢者等の保健及び福祉

- ◆健康保持増進の取り組みを推進するとともに、住民主体の介護予防の場を充実させ、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。
- ◆住み慣れた地域において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが、一人ひとりの状態に応じて適切に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、誰もが安心して生活できるよう支援します。
- ◆高齢者をはじめとした、自身で移動することが困難な住民の移動手段の確保のため、地域住民の助け合いによる新たな移動手段などの導入を、地域や関係機関と連携して検討を進めます。
- ◆必要に応じて適切な介護サービスが提供されるよう、サービス体制の確保や充実に努め、安心して質の高いサービスを受けられるための環境づくりを推進します。
- ◆在宅サービスの充実と並行して施設・居住系サービスの基盤の整備促進を図ります。
- ◆福祉関係機関や地域の支えなどにより、重層的な支援のネットワークを築き、地域社会全体の支え合う力を高めることで、「福祉のセーフティネット強化」を目指します。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 児童館	(仮) 長沼児童クラブ館整備事業	市	
	(2) 認定こども園	長沼こども園整備事業	市	
		長沼東こども園整備事業	市	
		白方こども園整備事業	市	
		白江こども園整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 高齢者・障が い者福祉	お買い物バス運行支援事業 (高齢者や障がい者で、運転免許がなく買い物に困っている人などのため、「お買い物バス」を運行する事業に対して支援する)	市 社会福祉協 議会	
	(9) その他	長沼幼稚園利活用事業	市	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

全国的な医師不足を背景に、本市が属する県中医療圏においても医師が不足し、地域医療体制の確保が難しい状況にあります。また、高齢化の進行等により、医療に対する需要は、今後もますます増加することが見込まれます。

本地域においては、8 か所（医科 4、歯科 4）の医療機関が地域医療を支えています。眼科や産科等の診療科目を受診する場合には、地域外や市外の医療機関に依存している状況です。また、将来的には、高齢となった医師の後継者や新しい医師の確保が困難になるとも予想されます。

住み慣れた地域において、地域住民がいつでも安心して、外来や在宅の医療サービスを受けることができるよう、一次医療体制の維持に加えて、一次・二次医療の連携強化を図るなど、地域医療体制の確保が求められています。

(2) その対策

- ◆医師確保対策等の必要な取り組みを県や関係機関と連携して推進するとともに、一次医療体制の維持に努めます。
- ◆本地域における医療体制の確保について、関係機関と協議しながら、最適な医療環境の整備に向けて調査、検討を進めます。

(3) 事業計画

持続的发展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的发展特別事業 その他	地域医療体制確保事業 (地域医療の確保のため、医療環境の整備に向けての調査のほか、オンライン診療、診療所開設費用補助、サテライト診療整備などを検討する)	市 民間団体	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市の学校教育は、一人ひとりの個性が輝き、生き抜く力を育む教育を推進するため、「小中一貫教育」須賀川モデルを最重点施策として位置付け、すべての小・中学校が、9年間で目指す児童生徒像や教育課題の解決に向けた目標を掲げ、それを教職員と保護者、並びに地域住民で共有しながら、9年間一貫した学習生活の指導を実施しています。

本地域においては、2021年(令和3年)5月1日現在、小学校4校、児童数372人、中学校2校、生徒数226人という状況です。10年前と比べて、児童数273人、生徒数112人の減となっており、人口減少や少子化の傾向が顕著に現れています。児童・生徒数の減少は、学校での人間関係に限られ、多様な意見や価値観に触れる機会が少なくなるなど教育環境にも大きく影響してきます。

また、校舎、体育館、給食センター等の学校施設の中には、老朽化が進んでいる施設があるため、今後の児童・生徒数の推移を見据えながら、規模の適正化も考慮したうえで整備を進めていく必要があります。

児童・生徒の教育環境では、GIGAスクール構想^{※1}の実現に向けた、情報インフラや端末機器の整備を計画的に行っており、効率的な運用を進めていく必要があります。

イ 生涯学習・スポーツ

市民の誰もが生きがいを持ち、健康で個性豊かな生活を送ることを望んでおり、生涯学習に対するニーズや健康スポーツに対する関心も高まりを見せています。

本地域における生涯学習については、公民館を中心として各種講座や講演会の開催、グループによる学習活動等が行われていますが、参加者の高齢化や固定化もあり、住民の多様な学習ニーズを的確に捉えた学習機会の充実と活動の活性化が課題となっています。

また、本地域におけるスポーツについては、体育館、野球場などを有する「長沼総合運動公園」や体育館、多目的グラウンド、野球場などを有する「いわせ悠久の里」が整備されており、市民のスポーツ拠点として利用されていますが、若年層の人口減少やスポーツ離れが進んでおり、利用者が減少しています。

このため、今後も市民の生涯学習機会の充実、健康増進、スポーツの振興を図るため、気軽に取り組むことができる環境を整備し、生涯学習やスポーツを通じた関係人口創出を図る必要があります。

^{※1} GIGAスクール構想：1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別に最適化された教育環境を実現する

(2) その対策

ア 学校教育

- ◆地域の将来を担う人材育成を図るため、豊かな自然環境を生かした体験学習、郷土への愛着を育む学習、地域外の児童・生徒との交流など、地域の特性を生かした教育を推進します。
- ◆「生き抜く力」の育成を目指し、子ども一人ひとりが自分のよさを見つけ、豊かな個性を育み、一層の資質・能力の向上が図られるよう確かな学力を育む学校教育の改善・充実に努めます。
- ◆子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成に向け、ふるさと教育の推進、道德教育の充実及び読書活動の推進等により、豊かな心を育む学校教育の充実に努めます。
- ◆給食センターは、児童・生徒数の推移による施設の適正な規模を見据えて、施設の集約化や利活用を検討しながら整備を進めます。
- ◆学校の教育機能が十分発揮されるよう学校教育施設の維持・整備に努め、改築・改修に合わせ、防災拠点としても活用できるよう機能強化を図るとともに、地域における学校安全支援体制の強化、通学路の安全点検、不審者等による被害防止、交通事故防止や学校等事故防止など、ハード・ソフト両面からの安全・安心対策の強化に努めます。
- ◆少子化が進行する中で良好な教育環境を整えるため、小中学校の統合を含め、小中一貫校として地域の連携による学びの環境の充実を図ります。

イ 生涯学習・スポーツ

- ◆市民の多様化・高度化する学習活動を支援するため、学習情報の収集、提供、各分野における指導者の発掘や派遣支援を行います。
- ◆社会教育関係団体の自主的活動の推進、組織運営の活性化を支援することで、社会参加や社会貢献機会の提供を図ります。
- ◆公民館を生涯学習の場だけでなく、地域コミュニティや防災の拠点とするなど、多機能化を図り、地域づくりの拠点化を進めます。
- ◆いつでも、誰でも、どこでも気軽にスポーツに参加することができ、スポーツを通じた心身の健康と生きがいのある生活を送れるよう生涯スポーツの推進を図ります。
- ◆各種スポーツの情報提供に努めるとともに、次世代アスリートの育成を目指し、その体制づくりとして指導者の養成と活用を図ります。
- ◆市民のスポーツ活動のニーズ等を踏まえ、安心して施設を利用できるよう既存施設等の改修や学校体育施設を開放するなど、スポーツに親しみやすい環境の整備と体育施設の効率的な維持管理に努めます。

◆「いわせ悠久の里」の体育施設等を一体的に整備し、スポーツによる交流人口の増加を図ります。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	(仮) 長沼小中一貫校校舎施設 整備	市	
	(1) 学校教育関連 施設 屋内運動場	長沼中学校屋内運動場長寿命化 改修事業	市	
	(1) 学校教育関連 施設 給食施設	学校給食センター整備事業 (長沼学校給食センター、岩瀬 学校給食センター)	市	
	(1) 学校教育関連 施設 その他	岩瀬地域小中学校設備等整備事 業 (白方小学校、白江小学校、岩瀬 中学校)	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等 体育施設	長沼体育館改修事業	市	
		いわせグリーン球場改修事業	市	
		いわせ運動広場改修事業	市	
		いわせスポーツ拠点施設整備事 業 (いわせ老人福祉センター)	市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本地域は、現在 36 の行政区から構成されています。行政区を中心とした地域コミュニティは、地域住民の人間関係の結びつきや地域で安心して暮らす生活単位であり、重要な役割を果たしています。

しかし、人口の減少や若年層の都市部への流出、少子高齢化の進行のほか、就労環境の変化などにより地域コミュニティの活力が低下し、行政区における自治活動では、後継者が見つからないといった声も聞かれ、これまでどおりの地域コミュニティ活動が困難になっていくことが予測されます。

また、地域の農業の担い手の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加、人口減少や家族形態の変化に伴う空家の増加などの問題も顕在化してきています。

地域活力の向上や地域が抱える課題の解決には、市民と行政との協働の取り組みが不可欠であり、協働の意識を高めながら地域コミュニティ活動や市民活動の活性化を図っていく必要があります。

(2) その対策

- ◆地域の特性を生かした「まちづくり」を推進するため、公民館を生涯学習の場だけでなく、地域コミュニティや防災の拠点とするなど、多機能化を図り、地域づくりの拠点化を進めます。
- ◆地区住民の活動拠点である各地区の集会施設の整備に対して支援します。
- ◆「小さな拠点」を核とした主体的な地域コミュニティ活動を支援するとともに、地域の実情を踏まえ、地域住民が自ら地域のことを考え、課題の解決に向けた取り組みを支援します。
- ◆各地域に存する伝統・文化などの地域の宝（魅力）を発信するとともに、シビックプライドを醸成し、将来、若者が戻ってきたくなるような「住み続けたい」地域づくりに取り組みます。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ活性化推進事業 (地域コミュニティ活動を推進するため、地域づくり組織の立ち上げに要する研修や視察などの費用支援や行政区が自主的に行う事業に対して支援する)	市 地域運営 組織 行政区等	
		集落支援員活用事業 (地域コミュニティ活動を推進するため、集落支援員を設置する)	市	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

豊かな自然に恵まれた本市は、古代から東北地方における交通の要衝にあり、政治、経済、文化の中心として栄えた歴史ある「まち」です。市内には数多くの遺跡や石造物などのほか、各地域で古くから伝承されている祭礼や伝統行事を多く目にすることができます。これらは本市に連綿と続いてきた歴史や文化の証であり、貴重な歴史・文化資源（＝「地域の宝」）です。

本地域においては、長沼城址や榊衝神社をはじめとする文化財や祭礼行事、里守屋・梅田地区に伝わる三匹獅子や国登録文化財の渡辺家住宅など、数多くの歴史・文化資源が遺されており、古くから継承されている祭礼や伝統行事も地域の文化として、永く受け継がれています。

また、「特撮の神様」と称される本市出身の円谷英二監督が礎を築いた特撮文化を後世に伝えていくために、既存施設を活用して整備を行った「須賀川特撮アーカイブセンター」や「ながぬまラボ」は、地域の文化交流拠点の役割を果たしています。本地域におけるこれらの地域資源を活用し、特撮文化を世界に誇るべき文化として継承・発信していく拠点都市として、地域の活力向上と交流人口の拡大に取り組んでいます。

地域住民がその地域の歴史や文化を再認識し、その保存・継承を図っていくことは、地域の宝を守り育てることになり、地域住民の「誇り」や「愛着」の醸成につながるため、地域文化の振興を図るとともに地域文化を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

しかしながら、現在は、地域文化の後継者不足や担い手の確保が課題になっており、地域文化を継承するための仕組みづくりが必要となっています。

また、特撮文化の継承・発信については、「須賀川特撮アーカイブセンター」の収蔵スペースの確保が喫緊の課題となっているほか、特撮文化を継承する地元クリエイターの創出などの人材育成にも取り組む必要があります。

(2) その対策

- ◆学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通じて、身近な歴史や文化への理解を促すとともに、興味関心を高める取り組みを進め、歴史や文化を後世に引き継いでいくうえで最も基本となる「大切にしたい」と思う心の醸成に努めます。
- ◆歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくため、歴史・文化に係る情報発信に努めるほか、行政と地域、民間団体、専門家などが連携して、保存・活用に取り組む仕組みづくりを検討します。

- ◆歴史民俗資料館などの施設整備や映像による地区の民俗芸能の記録保存等により、地域の民俗や文化芸能を適切に保存・活用します。
- ◆現在、長沼地域で実施しており、地域の誇りを育て、地域の魅力を再発見する「地域の宝創造プロジェクト事業」を、今後は岩瀬地域においても実施します。
- ◆全国でも唯一の特撮文化を継承・発信する施設である「須賀川特撮アーカイブセンター」の収蔵スペースを整備するとともに、地域文化交流施設である「ながぬまラボ」のほか、周辺施設を活用しながら、国内はもとより、インバウンド需要にも対応するため、地域文化交流施設である「ながぬまラボ」や周辺施設の一体的な整備を図りながら、交流人口の拡大及び地域の活性化に努めます。
- ◆特撮に関するワークショップ事業などを通じて、映像クリエイターの創出などの人材育成に取り組み、地元への愛着や誇りの醸成に努めます。

(3) 事業計画

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興 施設等 地域文化振興 施設	特撮文化発信及び資料保管拠点 施設改修事業 (長沼老人福祉センター、なが ぬまラボ、長沼総合運動公園、長 沼農村環境改善センター)	市	
		歴史民俗資料館長寿命化及び展 示室リニューアル事業	市	
		長沼城址城山公園環境整備等事 業	市 民間団体	
		須賀川特撮アーカイブセンター 資料収蔵庫及び周辺整備事業 (旧岩瀬公民館、旧長沼東保育 所)	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	文化財情報コンテンツ作成事業 (文化財の活用推進のため、文 化財の案内板等の整備やパンフ レット等情報ツールを作成す る)	市	
		地域の宝創造プロジェクト事業 (地域の誇りを育て、地域の魅	市	

持続的発展区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		力を再発見するため、ワークショップを開催する)		
		民俗芸能記録保存活用事業 (文化芸能の継承のため、地区の民俗芸能を記録し、地域文化の伝承や担い手確保などに活用する)	市	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球環境への負荷を軽減し、持続可能な社会を実現するためには、石油、石炭、天然ガス等の枯渇性エネルギーに依存しない再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。

特に、東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故以降、その方向性がより強く求められています。

本市では、公共施設への太陽光発電システムの導入を進めるとともに、「住宅用再生可能エネルギー等システム設置」に対する補助制度を設け、市民による導入促進を図っています。

今後は、再生可能エネルギーの導入支援や環境保全の取り組みを、市民、事業者、行政が連携・協働し、着実に推進していく必要があります。

(2) その対策

- ◆「第3次須賀川市環境基本計画」及び「須賀川市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、本地域における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を実施し、その結果を基に、地域関係者や民間事業者と連携のうえ、地域の特性に応じた再生可能エネルギー導入促進のための検討を進めます。
- ◆再生可能エネルギー設備の導入に際しては、自然景観との調和や安全性が確保されるような仕組みづくりに取り組みます。
- ◆「第3期すかがわエコ実行プラン」を踏まえるとともに、民間が有する知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウの活用を検討しながら、公共施設における省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入などを推進します。

事業計画（令和４年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交 流 の 促 進、人材育 成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定 住	移住・定住空家活用事業 (移住・定住の促進のため、空家を 活用したおためし居住の実施や空 家バンク登録・活用促進に対して支 援する)	市	地域の持続 的発展に資 するもの で、効果は 一過性でな く、将来に 及ぶ事業で ある
		地域間交流推進事業 (交流人口の拡大のため、民間団体 の歴史や文化を通じてつながりの ある地域との交流を目的とした事 業に対して支援する)	市 民間団体	
2 産 業 の 振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業 第一次産 業	次世代型農業推進事業 (農業の省力化のため、本地域をモ デル地域として設定し、スマート農 業用機械導入に対して支援する)	市 農業者	
		有害鳥獣駆除対策事業 (農業経営の安定化や営農意欲の 減退抑制のため、有害狩猟鳥獣の捕 獲や鳥獣被害防止対策協議会に対 して支援する)	市 協議会	
		農業用施設等維持管理事業 (農業経営の安定化や効率化のた め、行政区等が実施する農業用施設 等の整備に対して支援する)	市 行政区等	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業 観光	観光情報発信事業 (観光誘客の促進のため、インバウンド対策事業等を実施する)	市	地域の持続 的発展に資 するもの で、効果は 一過性でな く、将来に 及ぶ事業で ある
		観光事業者支援補助事業 (交流人口の増加のため、対象地域 内で観光施設を整備する事業者や イベント等を実施する事業者に対 して支援する)	市 事業者	
3 地域に おける情 報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	地域情報化推進事業 (デジタル化によるメリットを享 受できる地域社会を構築するため、 高齢者等に対する I C T の利用支 援、デジタル支援サポーターの育 成、電子回覧板等の活用支援や地域 のデジタル化を推進する)	市 行政区	
4 交通施 設の整備、 交通手段 の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	地域公共交通形成事業 (交通弱者に対する移動手段の確 保のため、地域ニーズに対応し、福 祉分野などとの連携を図った総合 的な交通網の形成を推進する)	市 運行事業 者	
	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 交通施設 維持	道路環境整備事業 (安全かつ快適な道路環境の確保 のため、道路の修繕や維持管理の 実施のほか、行政区が行う維持管 理に対して支援する) 道路修繕事業 ・市道 I-33 号線 (長沼 ~志茂) ・市道 I-34 号線 (深渡戸) ・市道 I-35 号線 (木之崎~梓衝) ・市道 I-37 号線 (江花) ・市道 I-38 号線 (今泉~小中)	市 行政区	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		・市道Ⅰ-42号線（守屋） ・市道Ⅰ-44号線（畑田～矢沢） ・市道Ⅰ-46号線（北横田～木之崎） ・市道Ⅰ-47号線（畑田～大久保） ・市道Ⅱ-35号線（梓衝） ・市道Ⅱ-41号線（守屋） ・市道Ⅱ-43号線（梅田） ・市道Ⅱ-44号線（畑田～北横田） ・市道Ⅱ-47号線（深渡戸～梅田） ・市道8318号線（梓衝） ・市道8609号線（滝） ・市道8741号線（長沼） ・市道8761号線（長沼） ・市道9053号線（守屋～梅田） ・市道9355号線（梅田） ・市道9433号線（柱田～矢沢） ・市道9441号線（柱田～今泉） ・その他、必要となる路線 市道維持管理業務委託事業 市道愛護活動支援事業		地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である
		農業用施設等維持管理事業 （農業経営の安定化や効率化のため、行政区等が実施する農業用施設等の整備に対して支援する）	市 行政区等	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	消防施設等整備更新事業 （地域防災力の向上のため、消防施設等（屯所等）集約化及び消火栓等の消防防災設備を整備する）	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 高齢者・ 障がい者福祉	お買い物バス運行支援事業 (高齢者や障がい者で、運転免許がなく買い物に困っている人などのため、「お買い物バス」を運行する事業に対して支援する)	市 社会福祉 協議会	地域の持続 的発展に資 するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である
7 医療の 確保	(3) 過疎地 域持続的発展特別事業 その他	地域医療体制確保事業 (地域医療の確保のため、医療環境の整備に向けての調査のほか、オンライン診療、診療所開設費用補助、サテライト診療整備などを検討する)	市 民間団体	
9 集落の 整備	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	地域コミュニティ活性化推進事業 (地域コミュニティ活動を推進するため、地域づくり組織の立ち上げに要する研修や視察などの費用支援や行政区が自主的に行う事業に対して支援する)	市 地域運営 組織 行政区等	
		集落支援員活用事業 (地域コミュニティ活動を推進するため、集落支援員を設置する)	市	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化 振興	文化財情報コンテンツ作成事業 (文化財の活用推進のため、文化財の案内板等の整備やパンフレット等情報ツールを作成する)	市	
		地域の宝創造プロジェクト事業 (地域の誇りを育て、地域の魅力を再発見するため、ワークショップを開催する)	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		民俗芸能記録保存活用事業 (文化芸能の継承のため、地区の民俗芸能を記録し、地域文化の伝承や担い手確保などに活用する)	市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である